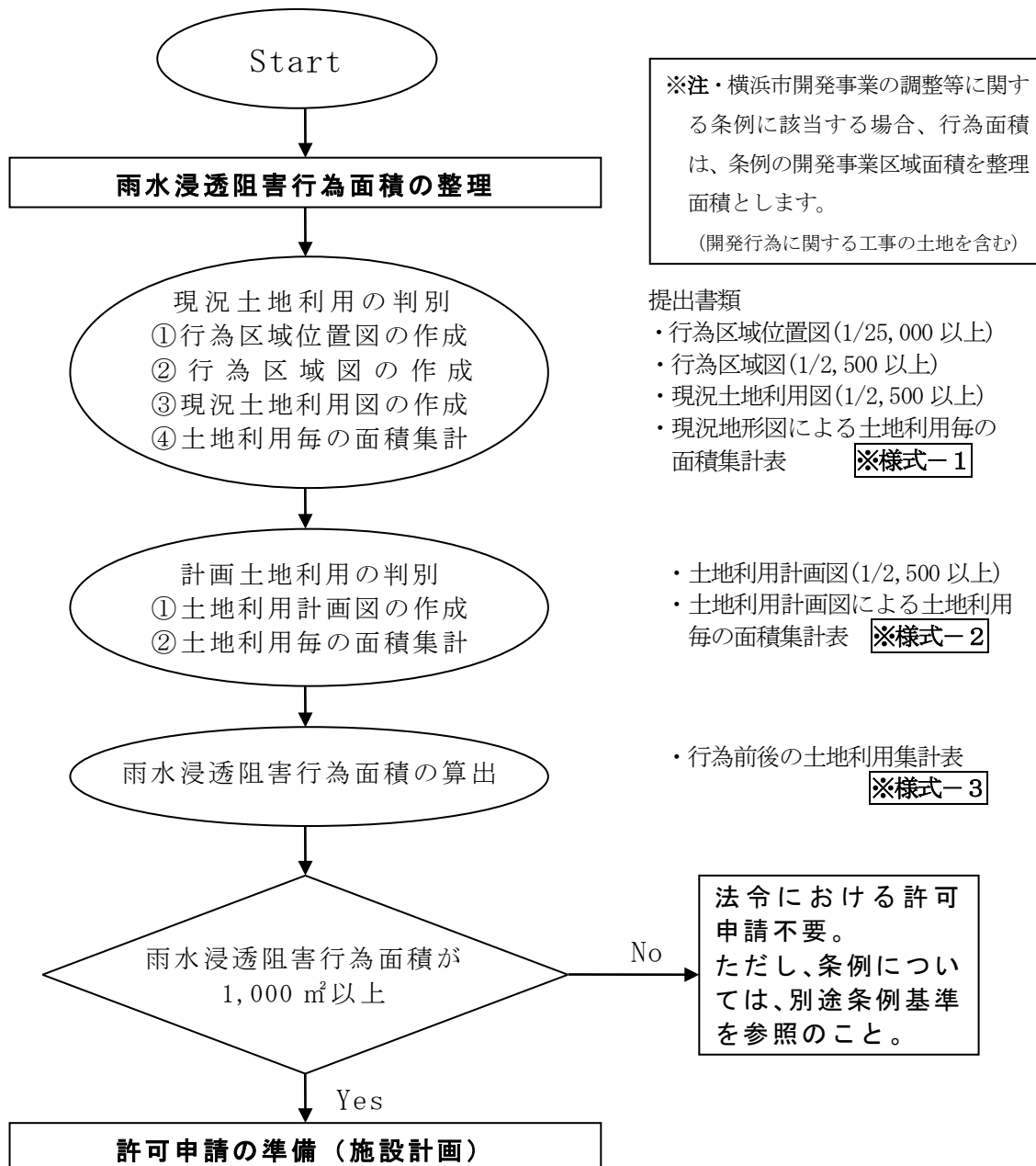


法第30条・雨水浸透阻害行為該当の確認（事前協議）

※法：特定都市河川浸水被害対策法

開発事業者は下記の手順に従い、土地利用計画に関する検討及び資料作成を行い、あらかじめ事前協議書を提出し、法第30条の許可についての確認を受けてください。

事前協議手続きフロー



事前協議時必要書類

横浜市道路局 河川部 河川管理課

事前協議における必要書類一覧（表－１）

表－１ 事前協議時における必要書類一覧

申請必要書類	備考
①行為区域位置図 1/25,000以上の地形図	
②行為区域図 1/2,500以上	
③現況土地利用図 1/2,500以上	
④現況地形図の土地利用毎の面積集計表	様式－１
⑤土地利用計画図 1/2,500以上	
⑥土地利用計画図の土地利用毎の面積集計表	様式－２
⑦行為前後の土地利用集計表	様式－３
⑧公図の写し	
⑨土地登記簿謄本 ☆土地利用区分を証明する書類 (現地写真等：写真位置、撮影年月日記入)	